

カテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約

第1条（本規約の適用）

カテエネガスプラン for au立替払いサービス請求規約（以下、「本規約」といいます）は、中部電力株式会社（以下、「中部電力」といいます）が定めるガス基本契約要綱（以下、「基本要綱」といいます）に基づき中部電力がお客さまとの間で締結するガス小売供給契約（以下、「ガス契約」といいます）のうち、カテエネガスプラン1 for au（個別要綱）、カテエネガスプラン2 for au（個別要綱）及びカテエネガスプラン3 for au（個別要綱）（以下、併せて「個別要綱」といいます）に従ってお客さまが中部電力に支払義務を負うガス料金（中部電力から当社に開示されるものとし、以下、「ガス料金」といいます）を、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます）がお客さまに代わって中部電力に対して支払ったうえで、お客さま又はお客さまの同居の家族（以下、「請求先契約者」といい、お客さまと併せて「お客さま等」といいます）に請求し、お客さま等から中部電力への直接支払いを不要とするサービス（以下、「本サービス」といいます）における各種条件を定めるものです。

- 2 本規約で使用用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社のau（LTE）通信サービス契約約款及びau（WIN）通信サービス契約約款（以下、併せて「au通信サービス約款」といいます。）並びに中部電力の定める基本要綱及び個別要綱に定めるところによります。
- 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定するWEBサイトに掲載することにより行います。
- 4 本規約本文のほか、当社が定める本サービスに関する諸規程（当社が別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。
- 5 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条（本サービスの内容）

当社は、当社がお客さま等に提供しているau（LTE）通信サービス又はau（WIN）通信サービス（以下、併せて「au通信サービス」といいます）の利用料金と、ガス料金に相当する金額とを、まとめてお客さま等に請求いたします。また、お客さまは、当社がお客さまのガス料金をお客さまに代わって中部電力に対して支払うことに同意するものとし、当社がお客さまのガス料金をお客さまに代わって中部電力に対して支払った時点において、当社はお客さま等に対して当該支払ったガス料金に相当する金額に関する請求権（求償権）を取得します。お客さま等は、当社の求償権に基づく請求に従い、当社に

対してその全額（以下、「本債務」といいます）を、au通信サービス約款に基づきお支払いいただくものとし、本サービスは、お客さまの中部電力に対するガス料金の支払債務につき、当社が保証を行うものではありません。なお、お客さま等と当社との間のau通信サービスの利用に係る契約が終了した場合でも、第7条又は第10条第1項に定める場合を除き、本サービスの利用契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）を継続することができるものとし、この場合、当社は、本サービス利用契約に基づき、お客さまのガス料金に相当する金額を、お客さま等に請求いたします。

第3条（本サービスの提供条件及び有効期間）

当社は、本サービスについて、当社所定の申込方法によって申込を受け付けます。なお、お客さまは、本規約に同意のうえ、当社へ申込されるものとし、

- 2 お客さまは、本債務の請求先が請求先契約者となる場合、本債務が本規約及び諸規程に従って請求先契約者に請求されることについて、個別要綱の適用されるガス契約の締結前に、請求先契約者から同意を得ていることを表明し保証します。なお、当社は、お客さまが当該料金表の適用されるガス契約を申込まれたことをもって、かかる請求先契約者の同意を得ていたことの表明及び保証があったものとみなします。
- 3 当社および中部電力は、お客さまが前項の表明及び保証に違反したことにより生じたクレーム、トラブル等について一切責任を負わないものとし、お客さまは、かかるクレーム、トラブル等により当社又は中部電力に損害が生じた場合、当該損害を賠償する責めを負います。
- 4 当社は、個別要綱に定める適用条件を満たす場合は、お客さまからの申込を承諾し、お客さまと当社との間で本規約に基づき本サービス利用契約が成立するものとし、
- 5 本サービス利用契約の有効期間については個別要綱に定める期間と同一とするものとし、

第4条（本サービス提供の料金）

本サービスの提供に係る料金は、無料とします。

第5条（立替払と支払い請求）

ガス料金については、当社と中部電力との定めに基づき、当社が中部電力へ立替払いを行い、当社は、中部電力へ立替払いを行ったガス料金に相当する金額を本債務の額としてお客さま等へ支払請求します。

第6条（本債務のお支払い）

本債務は、いかなる場合でも、お客さま等にお支払いいただくものとし、

- 2 ガス契約及び料金表において定められているガス料金の支払日にかかわらず、お客さ

ま等は、本債務について、当社が定める期日（以下、「支払期日」といいます）までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 3 ガス契約の取消、廃止、無効その他の理由により、中部電力がお客さま等に本債務に係る金額を返還すべき場合でも、当社は、一旦お支払いいただいた当該金額をお客さま等に返金する義務を負わないものとします。
- 4 お客さまがガス契約を廃止しようとするときは、中部電力が定める方法により中部電力に廃止を申出る必要があります。なお、お客さまがガス契約を廃止した場合であっても、当社はすでにお支払いいただいた本債務に係る金額の返金を行いません。
- 5 本債務の分割によるお支払いはお受けすることができません。また、本債務の他に、当社からお客さま等へのご請求（au通信サービスの利用料金を含むがこれに限らないものとします）がある場合、本債務のみを対象としたお支払いはお受けすることができません。

第7条（ガス契約の終了）

ガス契約の取消、廃止、無効その他の理由により、ガス契約が終了したときは、当該終了日をもって本サービス利用契約も終了するものとします。この場合において、当社は、個別要綱の規定に基づき日割計算により本債務の額を算出しお客さま等に請求する場合があります。

第8条（遅延損害金の支払い等）

お客さま等が支払期日までに本債務の履行を遅延した場合には、当社は、お客さま等に対し、本債務の全額を請求又は督促等させていただきます。この場合において、当社は、お客さま等のお支払いの遅延日数に応じ、年14.5%の割合で計算した遅延損害金のお支払いを請求させていただく場合があります。

第9条（本サービス利用契約の解約等）

お客さまは、本サービス利用契約を解約し、又はガス契約を変更しようとする場合には、中部電力に事前に届け出るものとします。届出がなかったことによりお客さま等が被った損害について、当社は一切責任を負いません。

- 2 前項の定めにかかわらず、本サービス利用契約は、届出に基づきお客さまが希望する日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって終了するものとします。
- 3 当社は、前二項の届出以前に当社がお客さま等から受領した本債務に係る金額の返還はいたしません。
- 4 お客さま等は、本サービス利用契約の終了までに発生した本債務について、本サービス利用契約の終了により何ら影響を受けず、本規約及び諸規程に従って履行するものと

します。

第10条（当社が行う本サービス利用契約の解約等）

お客さま等と当社との間のau通信サービス又は当社の提供する他のサービス等の利用に係る契約について、au通信サービス等の料金又は当社の提供する他のサービスの利用料金等（当社がガス料金に相当する金額と一括してお客さま等に請求する料金等を指します。）の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により当社により解除された場合には、お客さま等は、当社に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さま等への催告又は通知をすることなく、当該事由が発生した日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって本サービス利用契約を解除することができるものとします。

- 2 当社は、お客さまが本規約に違反した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービス利用契約を解除することができます。

この場合において、当社は、当該事由が発生した日以降最初の託送約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって本サービス利用契約を解除します。

- 3 前二項の事由が生じた場合には、当社との契約に基づきお客さま等が利用している他のサービスにつき、利用停止又は契約解除となる可能性があります。

第11条（本サービスの終了時の措置及び精算）

本規約、基本要綱、個別要綱又は諸規程に定めるところにより、本サービス利用契約が終了した場合、お客さまは、中部電力に対して、支払方法を変更するために必要な手続き等をすみやかに行うものとします。

- 2 前項の場合、理由の如何を問わず、お客さま等の本債務は当然に期限の利益を失い、お客さま等は直ちに当社に対し、本債務を支払うものとします。
- 3 理由の如何を問わず、本サービス利用契約が終了した場合、本サービス利用契約を条件として当社又は中部電力が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了するものとします。

第12条（免責）

当社は、第7条に定める本サービス利用契約の終了及び第10条に基づく本サービス利用契約の解約等の当社の責に帰すべからざる事由に起因してお客さまに生じた損害について、お客さまに対して何らの損害賠償の責めを負わないものとします。また、当社の責に帰すべき事由に起因してお客さまに生じた損害であっても、当社は、当該損害が発生した月のお客さまのガス料金の基本料金に相当する金額を上限として損害賠償の責を負うものとします。ただし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。

第13条（権利・義務譲渡の禁止）

お客さま等は、本サービスに関する権利・義務の全部又は一部について、第三者に譲渡若しくは担保に供することはできません。

第14条（お客さま等に係る情報の利用）

当社は、お客さま等に係る情報（当社がお客さま等に関して取得する氏名、住所、生年月日、電話番号及び契約者識別符号等の全てのお客さま等の情報をいい、当社が本サービス又はau通信サービスに関して取得するお客さま等の情報を含みますがこれに限りません。以下、「お客さま情報」といいます）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。

- （1）お客さま等からの問い合わせへの対応、本サービスの利用に関する手続きの案内又は情報提供等の契約者に対する対応業務
- （2）本サービス提供における課金計算に係る業務
- （3）本サービス提供における料金請求に係る業務
- （4）市場調査及びその分析
- （5）当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
- （6）情報通信業界の発展及び契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
- （7）前各号のほか当社が公表するプライバシーポリシーに定める目的

2 前項に定める他、当社と中部電力はお客さま情報を、前項第1号乃至第7号に定める目的で共同利用するものとします。

3 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、共同利用に係るお客さま情報について、責任を有するものとします。

4 当社は、以下の各号に掲げる場合には、お客さま情報を第三者に提供するものとします。また、当社は、個人情報保護法、ガス事業法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を書面の送付又は電子的若しくは磁気的な方法等により第三者に提供する場合があります。

- （1）支払期日を経過したにもかかわらず本債務を支払わないお客さま等又は不払い額及び滞納額に争いがあるお客さま等のお客さま情報を、争いがある場合はその旨の情報等と併せ、ガス料金不払いの発生を防ぐことを目的として、他のガス小売事業者その他の第三者へ提供する場合。
- （2）ガス契約の契約申込受付時の加入審査に活用することにより、不正な加入、ガス料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さま情報（お客さま等の職業、勤務先、本人確認書類の号、料金の支払い方法・状況、支払い口座又はカードの番号、契約状況、審査結果、不正行為に関する記録、不払いとなった時期、

不払い額及び滞納額に争いがある場合等におけるその旨の情報等を含みます)を他のガス小売事業者その他の第三者に提供する場合。

(3) ガス契約の契約申込受付時の加入審査及び加入後の調査に活用することにより、不正な加入、料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さま情報をお客さま等により提示された偽造又は改ざんされた証明書に関する個人情報(当該証明書に記載された名前、名前カナ、生年月日、住所、郵便番号、証明書種別、証明書番号、証明書発行元、申込日、連絡先電話番号、逮捕情報、偽造の手口、加入審査結果等)と併せ、他のガス小売事業者その他の第三者に提供する場合。

5 お客さまは、当社が前各項の条件に従い、お客さま情報を利用することに同意し、かつ、お客さま情報が請求先契約者に係るものである場合には、請求先契約者の同意を得るものとします。

第15条 (協議事項)

当社及びお客さまは、本規約により生じる権利・義務を誠実に履行するものとし、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に関する疑義が生じたときは、双方、誠意をもって協議し解決するよう努めるものとします。

第16条 (管轄裁判所)

本規約及び本サービス利用契約に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 実施期日

本規約は、2019年10月10日から実施します。